

伊勢崎市中小企業季節資金信用保証料補助金交付事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、季節的な資金需要期に運転資金の供給を円滑化することにより、コロナ禍における物価高騰の影響を受ける事業者を支援し、ポストコロナに向けた地域経済の好循環の実現を目的として、伊勢崎市中小企業季節資金の融資実行を受けた事業者に対し、その信用保証料を補助するもの。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 伊勢崎市中小企業季節資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 保証協会 群馬県信用保証協会をいう。
- (3) 信用保証料 中小企業者と保証協会との間の信用保証委託契約に基づき、保証協会の保証を受ける際に支払う信用保証料をいう。
- (4) 金融機関 要綱第3条の規定に基づく預託契約を締結した金融機関をいう。

(交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる中小企業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業季節資金の融資実行を金融機関から受けていること。
- (2) 保証協会へ信用保証料の支払が済んでいること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年伊勢崎市条例第32号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等のいずれにも該当していないこと。

(交付額)

第4条 補助金の額は、中小企業者が保証協会に支払う信用保証料の相当額とする。

(交付申請)

第5条 補助金を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、

中小企業季節資金信用保証料補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の証拠書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 融資の事実を確認できる書類の写し
- (2) 信用保証が決定したことを確認できる書類の写し
- (3) 市税に滞納がないことの証明書
- (4) 中小企業季節資金信用保証料補助金交付請求書（様式第2号）
- (5) 通帳等の写し

2 市長が必要であると認める場合は、別表に定めのない証拠書類の提出を求めることができる。

3 申請期間は、6月1日から2月末日までとする。

（宣誓及び同意事項）

第6条 申請者が様式第1号により第3条第4号及び次の第1号から第3号までのいずれにも宣誓し、次の第4号から第6号までのいずれにも同意しない限り、補助金を交付しないものとする。

- (1) 補助金の申請において、第3条各号の要件を満たしており、申請書類等に虚偽のないこと。
- (2) 補助金の交付を受けた後にも事業を継続すること。
- (3) 当該申請内容に虚偽が判明した場合は、速やかに補助金を返還すること。
- (4) 当該申請について、市より検査・報告の求めがあった場合は、これに応じることとし、交付を受けた後も同様とすること。
- (5) 本補助金の適正な給付等のため、市が金融機関に対し情報提供を求めることに同意すること。
- (6) 当該申請で得た情報を市の産業振興施策に使用すること。

（補助金の交付）

第7条 市長は、申請書類等の審査及び調査を行い、交付決定をした場合は、中小企業季節資金信用保証料補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知し、申出の口座へ交付する。

2 申請書類等の審査及び調査の結果、第3条各号の要件を満たさないものと認定し、又は前条の宣誓及び同意に反することが認められた場合において

は、補助金を交付しないことを決定し、中小企業季節資金信用保証料補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

（交付決定の取消）

第8条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

- （1）この要項の規定に違反したとき。
- （2）虚偽その他不正な行為等により補助金を受けたとき。
- （3）その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を中小企業季節資金信用保証料補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により当該取消しの対象となる者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定による取消しを決定した場合において、当該決定の日の翌日から、15日以内の期間を定めて補助金の返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年5月19日から施行する。